マイナンバー(個人番号)記載の書類の扱いについてのお願い

佐賀家庭裁判所

手続のために提出する書面及び資料について、次の点に十分に留意してください。

審判, 調停その他の佐賀家庭裁判所における手続のために提出する書面及び資料(以下「書類」といいます。) については, マイナンバー (個人番号) の記載を必要としておりません。

また、マイナンバーは、個人情報として非常に大切なものですから、手続に必要のない情報を家庭裁判所でお預かりすることは適切ではないと考えております。



マイナンバー(個人番号)の記載のない書類を提出してください。

マイナンバーが記載されていない書類を用意できない場合、同書類を提出する方において、マイナンバー記載部分にマスキング処理(黒塗り)を行っていただいた上で、同書類を提出してください。

〇 マイナンバー(個人番号)が記載される書類の例

住民票の写し、源泉徴収票、所得税・相続税の申告書等の各種税関係の申告書、

雇用保険、健康保険、生活保護関係の各種申請書・届出書・請求書 など